

謝金・旅費規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人スタンドアップ亘理（以下「当法人」という。）が支給する謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 当法人に係る事業において、日時を拘束した業務を遂行する者を、この規程による対象者とする。

第 2 章 謝 金

(支給基準)

第 3 条 謝金は、別表 1 の基準に従って算出する。ただし、単価を増減する必要がある場合は、事務局にて定めるものとする。

2. 前項前段の規定にかかわらず、国、地方公共団体、独立行政法人等の助成金対象となった事業については、助成元団体が別に定める基準に従うことができる。

第 3 章 旅 費

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、次の通りとする。

(1) 交通費

(2) 宿泊費

2. 前項第 1 号の交通費とは公共交通機関の利用に対し要した費用とする。ただし、業務の遂行上やむを得ないと判断された時は、自家用車の使用に対し要した費用もこれに含めるものとする。

(支給基準)

第5条 旅費は、別表2の基準に従って算出し、原則実費弁償とする。ただし、単価を増減する必要がある場合は、事務局にて定めるものとする。

2. 前項前段の規定にかかわらず、国、地方公共団体、独立行政法人等の助成金対象となった事業については、助成元団体が別に定める基準に従うことができる。

第4章 支給方法

(支給方法)

第6条 謝金及び旅費は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 謝金及び旅費は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給するものとする。

第5章 雑則

(規程外事項)

第7条 この規程に定めていない事項については、事務局にて別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別表 1) 講師料支給基準

区分	単価	源泉徴収税額	備考
A	6,800 円/h	694 円	専門性の高い講演講師及びイベント出演者
B	5,000 円/h	510 円	講演講師およびイベント出演者
C	2,500 円/h	255 円	専門作業業務
D	1,500 円/*	153 円	ボランティア謝金(*2h～3h 程度)

(別表 2) 交通宿泊費支給基準

原則、実費弁償とする。

交通費	居住地～用務地間の最寄駅・バス停等を起点、終点として算出	添付証憑
鉄道運賃	ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金オ 普通座席指定料金上記の合計額	
航空運賃	運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃（エコノミークラス）	領収証
車賃	アイ バス乗車料金 ウ タクシー乗車料金 自家用車（旅程 1km あたり 20 円で換算した額と道路通行料金の合計額）	イについては、領収証
船舶運賃	アイ 旅客運賃のうち最下級の運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。） 座席指定料金 上記の合計額	
宿泊費	1 泊につき 10,000 円を上限とする。	領収証